

浪江町告示第 65 号

浪江町次世代自動車導入補助金交付要綱を次のように定める。

令和 4 年 5 月 20 日

浪江町長 吉田 数博

浪江町次世代自動車導入補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本町における燃料電池自動車及び電気自動車（以下「次世代自動車」という。）の普及を促進し、ゼロカーボンシティの推進を図ることを目的として、次世代自動車を導入した者に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、浪江町補助金等の交付等に関する規則(昭和 60 年浪江町規則 12 号。以下「規則」という。)及び浪江町補助金交付要綱(昭和 60 年浪江町訓令第 10 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関と併用しない自動車をいう。
- (2) 電気自動車 搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関と併用しない自動車をいう。
- (3) 事業用自動車 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）に基づく貨物自動車運送事業又は旅客自動車運送事業の用に供される自動車で、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄が事業用となっている自動車をいう。
- (4) 架装又は改造経費 次世代自動車を事業用自動車として使用するために、目的及び用途に応じて必要不可欠な車両の構造等の変更又は特殊装備を搭載することに要する費用をいう。

(対象者等)

第 3 条 補助金は、次に掲げる者を対象として交付するものとする。

- (1) 町内に住所を有する者（以下「町民」という。）
  - (2) 町内に事業所等を有する法人（以下「事業者」という。）
  - (3) 前号に掲げるものに対して補助対象車のリース販売を行うリース事業者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、補助金を交付しない。
- (1) 浪江町税を滞納している者（リース事業者が申請者の場合は、使用者も含む。）

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員である者

(対象経費等)

第4条 専ら町内で使用される次世代自動車の新車購入及び架装又は改造経費を対象とし、補助の要件、補助対象経費及び補助額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を受けようとする会計年度の3月15日（休日等の場合はその前の休日等でない日。）までに、浪江町次世代自動車導入補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出するものとする。

(1) 事業報告書（様式第2号）

(2) 収支決算書（様式第3号）

(3) 町税等の未納がないことを証する書類

(4) 暴力団等反社会勢力でないことの表明及び確約に関する同意書（様式第4号）

(5) 貸与料金の算定根拠明細書（リース事業者に限る。）（様式第5号）

(6) 対象車両の自動車車検証の写し（架装及び改造経費に係る補助を受ける場合は、自動車検査証の自家用及び事業用別の欄が事業用となっているもの）

(7) 売買契約書の写し

(8) 町内が保管場所となっている自動車保管場所証明書（車庫証明書）の写し

(9) 架装又は改造経費に係る補助を受ける場合は、架装又は改造に係る経費の内訳及びその必要性が分かる書類

(10) 補助金を入金する口座が確認できる預金通帳の写し

(11) その他町長が必要と認めて指示する書類

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、補助事業等の実績に基づき精算額で行うものとする。

(交付の決定)

第6条 町長は、規則第5条の規則により交付を決定する場合は、浪江町次世代自動車導入補助金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により行うものとする。

(交付の請求)

第7条 前条の交付の決定を受けた者は、浪江町次世代自動車導入補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第8条 規則第6条第1項第5号に規定するその他別に定める事項は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存することとする。

(財産の処分の制限)

第9条 補助金の交付を受けた者は、規則第18条に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ処分承認申請書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

2 規則第18条ただし書に規定する町長が定める期間は、5年とする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象	補助の要件	補助対象経費	補助額
燃料電池自動車	<p>(1) 自動車検査証の交付を受け、町内を保管場所とした自動車保管場所証明書(車庫証明書)を取得し、購入代金を全額支払った新車であること。</p> <p>(2) リース事業者が申請者となる場合は、該当補助による補助金相当額が使用者の負担するリース料に充当されること。</p> <p>(3) 自動車販売事業者が使用者となる場合は、車両の販売促進活動に使用しない(同車種の燃料電池自動車を販売する見込みがない)こと。</p> <p>(4) 補助金の交付を受けようとする燃料電池自動車に対するこの要綱に基づく補助金以外の地方公共団体(県を除く)の補助金、交付金その他これに類するものの交付を受けていないこと又は交付を受ける予定がないこと。</p>	車両本体の購入に係る経費	補助対象経費以内の額とし、30万円を限度額とする。
電気自動車	<p>(1) 自動車検査証の交付を受け、町内を保管場所とした自動車保管場所証明書(車庫証明書)を取得し、購入代金を全額支払った新車であること。</p> <p>(2) リース事業者が申請者となる場合は、該当補助による補助金相当額が使用者の負担するリース料に充当されること。</p> <p>(3) 自動車販売事業者が使用者となる場合は、車両の販売促進活動に使用しない(同車種の電気自動車を販売する見込みがない)こと。</p> <p>(4) 補助金の交付を受けようとする電気自動車に対するこの要綱に基づく補助金以外の地方公</p>	車両本体の購入に係る経費	補助対象経費以内の額とし、7.5万円を限度額とする。

	<p>共団体（県を除く）の補助金、交付金その他これに類するものの交付を受けていないこと又は交付を受ける予定がないこと。</p>		
<p>架装 又は 改造 経費</p>	<p>(1) 自動車検査証の交付を受け、町内を保管場所とした自動車保管場所証明書(車庫証明書)を取得した事業用自動車に対する架装又は改造経費であること。  (2) 事業用自動車の用に供するために必要不可欠な機能及び能力を搭載するための架装又は改造経費であり、使用者の営業広告に活用するものでないこと。  (3) 車両機構との一体性等が確保され、他の車両に転用されることがないこと。</p>	<p>事業用自動車として使用するために必要不可欠な架装又は改造に係る経費</p>	<p>補助対象経費の1/2以内の額とし、20万円を限度額とする。</p>